

# 平成20年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）

## 1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成20年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

厚生労働省は、計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について、翌年度の6月を目途に公表するほか、年度途中の状況についてもおおむね年度の半ばに公表することとしており、今般、平成20年4月から9月の間の計画に基づく監視結果の中間報告を取りまとめましたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

問合せ先：医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室

ENGLISH

## 輸入食品の安全を守るために

カロリーベースで約6割を海外から輸入される食品に依存している我が国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。

このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。

※食肉の検査状況に関する「焼酎、焼酎臭し」又は「焼酎、焼酎臭し」については、「食用外用液への転用」を呼びます。

▽ 輸入手続    ▽ 監視指導    ▽ 違反事例    ▽ 統計情報    ▽ 参考資料

① 報道発表資料 一覧を見る

- ▶2008年12月05日 輸入届出に不適切な試験成績証明書が添付された事案について（第3報）（当該検査機関の改善措置の確認）
- ▶2008年11月27日 中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について（第23報）

▶ トピックス

- ▶ 輸入食品の安全確保を目指して～検査所の仕事（動画：約14分）
- ▶ 検査所パンフレット（PDFファイル）（PDE: 2,097KB）
- ▶ 輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）